

## 『史上最強のFP3級テキスト 23-24年版』 法改正情報

3級FP技能検定試験は、2024年度より、学科試験及び実技試験ともに、CBT試験に移行されました。

2024年5月までに実施される試験については、法令基準日が2023年4月1日に、2024年6月～2025年2月に実施される試験については、法令基準日が2024年4月1日になります。

『史上最強のFP3級テキスト 23-24年版』は、2024年5月までに実施される試験に対応しています。2024年6月～2025年2月実施予定の試験に対応するテキストとして、『史上最強のFP3級テキスト 24-25年版』が2024年5月末に発売される予定です。

現在『史上最強のFP3級テキスト 23-24年版』にて学習されていて、2024年6月以降の試験を受験される方は、法改正情報に十分にご留意ください。なお、主な改正点は次の通りです。

### ●2024年4月1日までに施行された法改正（2024年6月～2025年2月実施の試験に対応）

- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入：消費税に関する不正・ミスを抑えることを目的に、売手側事業者が買手側事業者に対して適格請求書（インボイス）を用いて、正確な適用税率や消費税額などを伝えるしくみ。買手側事業者は、売手側事業者の適格請求書に基づいて仕入税額控除の適用を受ける。売手側事業者が適格請求書を交付するためには、国税庁に登録申請書を提出して「適格請求書発行事業者」の登録を行う必要がある。

- ・国民年金保険料：国民年金保険料が月額16,980円（2024年度）となった。

- ・年金額の改定：老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の満額の年金額が816,000円（2024年度：月額68,000円）となった。

- ・在職老齢年金：60歳以上の就労者は、「年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計額」が50万円を越えると、老齢厚生年金が減額や支給停止となることとなった

- ・金融サービス提供法：「金融サービスの提供に関する法律」が、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称された。

- ・新NISA：2024年1月より新NISAが始まった。

- ・住宅借入金等特別控除：子育て世帯等が認定住宅を新築して2024年～2025年中に入居した場合、控除対象借入限度額が500万円上乗せされ、5,000万円となった。

- ・相続登記の申請義務化：2024年4月1日以降、相続により不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に、相続登記の申請を義務付けられることとなった。

- ・相続時精算課税：2024年1月1日以降の贈与に対して、現行の暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除が創設された。

- ・生前贈与加算：2024年1月1日以降の贈与に対して、相続税に加算される期間が最長7年まで順次延長された。

2024年4月現在